

2026年1月28日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 マ ン ダ ム
代表 者 名	代表取締役社長執行役員 西村 健 (コード: 4917、東証プライム市場)
問合わせ先	CFO 澤田 正典 (TEL. 06-6767-5020)
会 社 名	カロンホールディングス株式会社
代表 者 名	代表取締役 松山 幸功

(変更) カロンホールディングス株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社は、株式会社マンダムの株券等に対する公開買付けに関する2025年9月26日付公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年1月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年1月28日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」、同年11月19日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、同年11月27日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月4日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月15日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2026年1月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び同年1月15日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、カロンホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社マンダム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年1月28日付「(変更)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム(証券コード:4917)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 カロンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 松山 幸功

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マンダム（証券コード：4917、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年9月26日より開始しております。

①公開買付者が、2026年1月28日付で、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格を変更したこと、②対象者より2026年1月28日に「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表されたことに伴い、2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年1月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項（公開買付期間を、2026年1月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2026年1月29日から、本日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年2月12日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じました。

これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年11月19日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、同年11月27日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月4日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、同年12月15日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2026年1月5日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び同年1月15日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

- (3) 買付け等の期間
(訂正前)

2025年9月26日（金曜日）から2026年1月29日（木曜日）まで（81営業日）

（訂正後）

2025年9月26日（金曜日）から2026年2月12日（木曜日）まで（90営業日）

（4）買付け等の価格

（訂正前）

普通株式1株につき、金2,520円

（訂正後）

普通株式1株につき、金2,600円

（6）決済の開始日

（訂正前）

2026年2月5日（木曜日）

（訂正後）

2026年2月19日（木曜日）

2. 本公開買付けの概要

（訂正前）

〈前略〉

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC（注13）に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（応募合意株主）」といいます。）は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（不応募合意株主）」といいます。）は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております（なお、本ストラクチャー変更（以下に定義します。以下同じです。）に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資（応募合意株主）については、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資（不応募合意株主）については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができないことから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公開買付けには不応募のままでし、本スクイーズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。）。また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の22.7%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）の引受（以下「本A種優先株式引受」といいます。）（注14）を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の引受（以下「本普通株式引受」といいます。）（注15）及びB種優先株式（以下「本B種優先株式」といいます。）の引受（以下「本B種優先株式引受」といいます。）（注16）を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記（注17）をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで（30営業日）と定めておりましたが、対象者が2025年11月4日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することいたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株

主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

- (注 13) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、実務上合理的に可能な限り速やかに、Lumina International Holdings Limited（以下「Lumina International Holdings」といいます。）及び公開買付者親会社をして、公開買付者親会社を株式移転完全子会社とする株式移転（本株式移転により設立される予定の株式移転完全親会社を以下「新SPC」といいます。）を実施させるものとされています。
- (注 14) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更（以下で定義します。以下同じです。）後の本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。
- (注 15) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。
- (注 16) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつつ、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

〈中略〉

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd. (3DIP) (以下「3DIP」といいます。) に事業を統合したことに伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC (以下「新ひびき」といいます。) (注20) に譲渡 (以下「ひびき間株式譲渡」といいます。) する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約 (ひびき) の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約 (ひびき) の変更に関する合意書 (以下「本合意書 (本応募契約 (ひびき)) 」といいます。) を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「(変更)

「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせにおいて、対象者が、2026年1月13日付で、KOHLENBERG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P. (関係会社及び関連ファンドを含みます。) から対象者株式に対する公開買付け及びスクイーズアウトを通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力のある意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(注20) なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

(訂正後)

〈前略〉

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC (注13) に出資 (以下「本再出資」といいます。) することを確認しております。応募合意株主による本再出資 (以下「本再出資 (応募合意株主) 」といいます。) は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資 (以下「本再出資 (不応募合意株主) 」といいます。) は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております (なお、本ストラクチャー変更 (以下に定義します。以下同じです。) に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資 (応募合意株主) については、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資 (不応募合意株主) については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができないことから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公開買付けには不応募のままでし、本スクイーズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。もっとも、再出資に係る新SPCにおける株式引受の事務手続の効率性の観点から、本再出資のタイミングを1度にまとめるべく、本再出資 (応募合意株主) についても、本再出資 (不応募株主) と同様に本スクイーズアウト手続の完了後に実施する可能性もあります。。また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資 (応募合意株主) 及び本再出資 (不応募合意株主) の完了時点において、総議決権の21.8%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式 (以下「本A種優先株式」といいます。) の引受 (以下「本A種優先株式引受」といいます。) (注14) を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式 (以下「本普通株式」といいます。) の引受 (以下「本普通株式引受」といいます。) (注15) 及びB種優先株式 (以下「本B種優先株式」といいます。) の引受 (以下「本B種優先株式引受」といいます。) (注16) を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記 (注17) をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで (30営業日) と定めておりましたが、対象者が2025年11月4日付で公表した「(変更) 「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することといたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株

主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

- (注 13) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、実務上合理的に可能な限り速やかに、Lumina International Holdings Limited（以下「Lumina International Holdings」といいます。）及び公開買付者親会社をして、公開買付者親会社を株式移転完全子会社とする株式移転（本株式移転により設立される予定の株式移転完全親会社を以下「新SPC」といいます。）を実施させるものとされています。
- (注 14) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、第2回買付価格変更（以下で定義します。以下同じです。）後の本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。
- (注 15) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、第2回買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。
- (注 16) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、第2回買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,600円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつつ、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健

氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

〈中略〉

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd. (3DIP) (以下「3DIP」といいます。) に事業を統合したことに伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC (以下「新ひびき」といいます。) (注20) に譲渡 (以下「ひびき間株式譲渡」といいます。) する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約 (ひびき) の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約 (ひびき) の変更に関する合意書 (以下「本合意書 (本応募契約 (ひびき))」といいます。) を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「(変更)

「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせにおいて、対象者が、2026年1月13日付で、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. (関係会社及び関連ファンドを含みます。) から対象者株式に対する公開買付け及びスクイーズアウトを通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力のある意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(注20) なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付価格 (2,520円) は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した本公開買付け開始時点の本公開買付価格 (1,960円) に更なる上乗せをした公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本買付価格変更後、KKRから対象者に対して2026年1月13日付意向表明書が提出され、2026年1月28日時点において、対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格 (2,520円) を上回って推移している状況に鑑みると、本公開買付けを成立させるためには、本公開買付価格 (2,520円) をさらに引き上げる必要があると認識しております。

2026年1月14日付対象者プレスリリースによれば、KKR提案取引の1株当たり株式価値 (公開買付価格) は3,100円とされているとのことであり、公開買付者としても、2026年1月28日時点において、当該価格と同等の水準に本公開買付価格を引き上げる余地を検討しております。他方で、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられているとのことであり、実際にKKR公開買付けが開始されるか否かは定かではなく、KKR公開買付けが開始されない状況においては、対象者の株主としては、早期かつ確実な売却機会を得るために当該価格と同等の水準に満たない価格であっても本公開買付けに応募することを希望する可能性もあること、及び2026年1月28日時点の公開買付者による本公開買付価格の引き上げ余地の検討状況を踏まえ、公開買付者は、2026年1月28日付で、本公開買付価格を2,600円に引き上げること (以下「第2回買付価格変更」といいます。) を決定いたしました。なお、公開買付者、Lumina International Holdings及び西村家株主は、第2回買付価格変更によるCVCファンドからの出資額の増加に伴い、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計が、本再出資 (応募合意株主) 及び本再出資 (不応募合意株主) の完了時点において、総議決権の21.8%となることにつき合意しております。

また、対象者は、2026年1月28日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」 (以下「2026年1月28日付業績予想プレス」といいます。) を公表いたしました。

これらを受け、公開買付者は、第2回買付価格変更及び対象者が2026年1月28日付業績予想プレスを公表したことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月28日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月12日まで延長することといたしました。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月下旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

〈後略〉

（訂正後）

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年4月中旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

〈後略〉

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることのできない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。